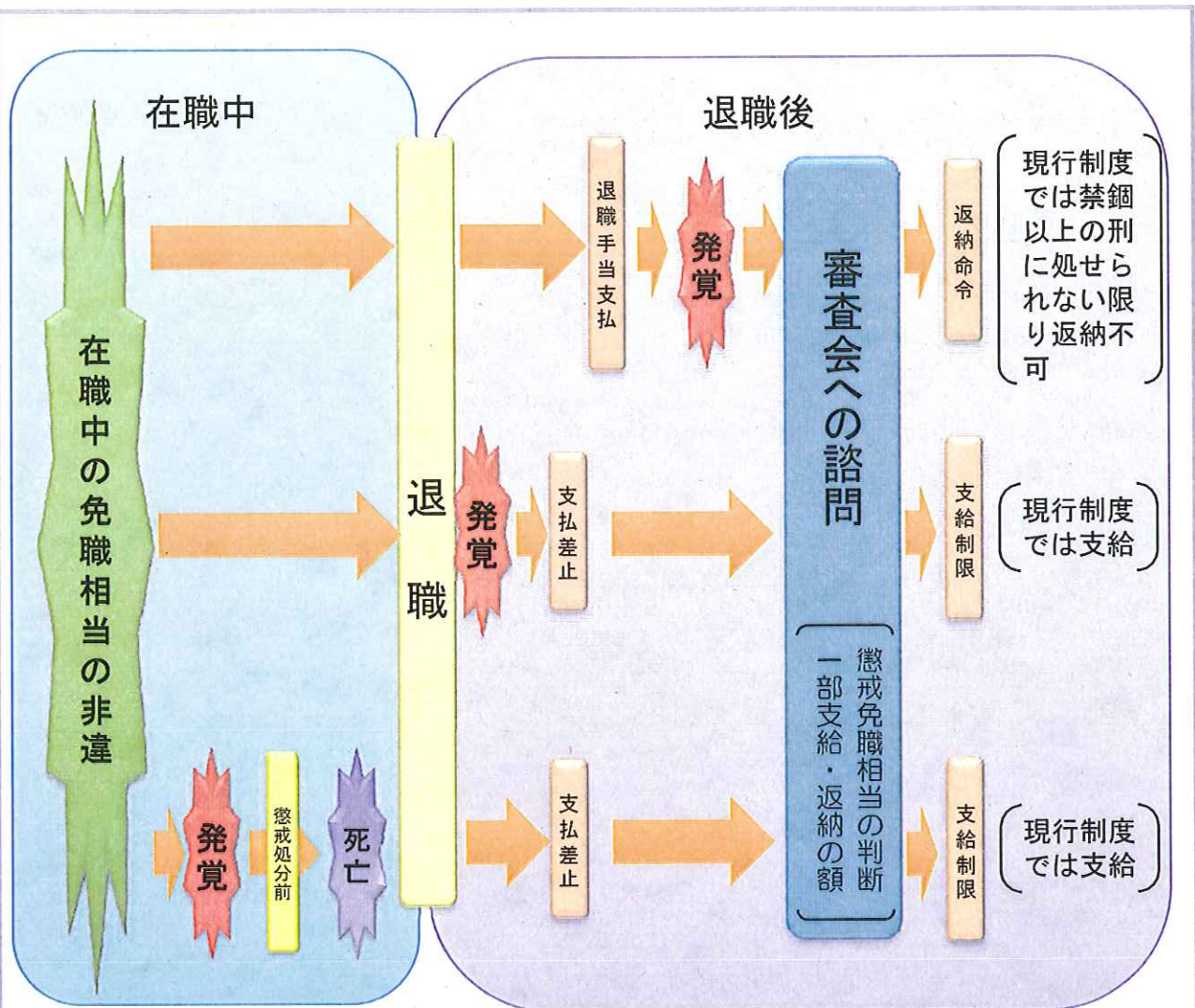


国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律について

平成20年12月
総務省人事・恩給局

- 昨年の給与取扱方針閣議決定において、**不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて検討する旨**が盛り込まれたことを踏まえ、昨年11月以来、総務大臣主催の「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」を開催し、平成20年6月に報告書を取りまとめ。
- 上記検討会報告書を受け、**退職手当の返納事由の拡大等を行うもの。**



民間企業の例や裁判事例も踏まえ、懲戒免職の事由に応じた一部不支給の仕組みを整備 (一部返納も併せて整備)